

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定において、広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定）の一部及び広島県情報公開事務等取扱要綱（平成13年3月29日制定）の一部を対象文書として特定したことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成20年4月13日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- (1) 実施機関（総務局広報広聴課行政情報室）名による平成20年4月10日付け「行政文書開示請求書の補正について（通知）」（以下「本件補正通知」という。）の「2 補正書に記載を求める事項」欄に記載した「真にあなたが必要とする行政文書を請求してください。」という内容を記載するに至った根拠を検討した結果が記載されている決裁文書などの全て（以下「本件請求文書1」という。）
- (2) 同欄に記載された「知事部局に所属する職員の大多数の者に係る時間外勤務に関し、過去3年分の文書を対象とするものであり、開示請求をしようとする行政文書を特定しているとは言えません。」という記述があることから、実施機関が認める行政文書の特定に関する部内の基準（対象となる人数及び期間など）を記載されている文書、及び、仮に当該部内の基準が存在しない場合は、行政文書の開示請求に係る対象人数及び期間の範囲を実施機関が認定できるいわゆる裁量権の行使が認められていることを開示請求する者に周知していることが分かる文書（以下「本件請求文書2」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求のうち、本件請求文書1については、本件補正通知に係る起案文書を特定した上で、条例第10条第2号に該当する情報を不開示としたほか、本件請求文書2については、広島県情報公開条例の解釈運用基準のうち第6条に係る部分（以下「本件対象文書1」という。）及び広島県情報公開事務等取扱要綱のうち第3に係る部分（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1及び本件対象文書2を「本件対象文書」と総称する。）を特定し、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年4月28日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年6月1日、本件処分を不服として、行政不服審査法

(昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの) 第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書2において対象とした「対象となる人数及び期間などの基準」を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求文書2のうち、「対象となる人数及び期間」については全く開示しなかったにもかかわらず、部分開示であると事実を偽装したものである。

本件補正通知の「2 補正書に記載を求める事項」欄に記載した「真にあなたが必要とする行政文書を請求してください。」という内容は、部内の解釈運用基準を引用し、「対象となる人数が多く対象期間も長い。」と一方的に断定することで、単に拡大解釈したに過ぎないものであり、かつ、県職員が犯した時間外手当の水増しに関連する情報を隠匿する意思を表明したものと思料する。

なお、広島県情報公開・個人情報保護審査会は、これまでの異議申立てに係る答申において、異議申立人が開示請求の対象とした行政文書に対する開示決定等（不存在通知）についての審議を真摯に行っているとは到底認められないため、同審査会の担当委員がそれぞれに改心され、審議について真摯に取り組むことが確認されるまでの間は、意見書における補足説明をすることに意味を見出せないため、その記載を省略する。

同審査会の委員が真摯に審議を行っていないことは、諮問（情）第84号の答申で、図面袋上辺にホッチキス止めされた状態であったにもかかわらず、当該ホッチキス止めの跡及びB5サイズの理由書と図面袋のコピーの濃淡の差が表現されていない「理由書」の部分開示があった著しい矛盾点が究明されず、当該理由書を最終決裁者等へ説明した事実を証明できる書類は、ホッチキス止めされた状態の本件決裁文書しか存在しないという実施機関の担当者からの弁明に簡単にごまかされ、真実を究明せず、不当に結論付けたことから明白である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立書の内容から、本件異議申立ての趣旨は、本件請求文書1の対象となる文書として、本件対象文書以外に、「対象となる人数及び期間」に記載した文書があるはずであるから、当該文書を特定し、開示することを求めるというものである。

本件請求は、異議申立人が別に行った開示請求（過去3年分の全地域事務所、総務部等の時間外勤務関連文書を対象とするもの。以下「別件開示請求」という。）について、条例第6条第1項第2号に定める「開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項」に不備があるとして、補正を求めた本件補正通知に関連して行われたものである。

開示請求の対象文書の特定に関する部内基準として、本件対象文書1及び本件対象文書2である、広島県情報公条例の解釈運用基準及び広島県情報公開事務等取扱要綱（以下「解釈運用基準等」という。）が存在する。開示請求の対象文書が特定できない場合は、こうした部内基準に基づき対応を行っているところである。

異議申立人は、本件補正通知が「対象となる人数が多く対象期間が長い。」と断定していると主張し、本件対象文書に「対象となる人数及び期間」が記載されていないことから、本件対象文書以外の文書の存在とその開示を主張している。

しかし、そもそも開示請求の補正を求める件数はわずかであり、個別の項目ごとに基準を設けなければならないような状況は発生していない。個別事例対応に当たっては、部内基準である解釈運用基準等を適切に運用すれば足りるものである。

また、別件開示請求のような事例は、異議申立人の行ったもの以外にはなく、このような開示請求を想定して、補正についての個別の基準を定める必要性はない。

このように「対象となる人数及び期間」の基準等を定める必要性はなく、本件対象文書以外に「対象となる人数及び期間」を記載した文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、実施機関が別件開示請求を行った者に対して送付した本件補正通知に記載されていた文言に関連し、当該文言を記載するに至った根拠を検討した結果が記載されている決裁文書などの全てのほか、実施機関が認める行政文書の特定に関する部内の基準（対象となる人数及び期間など）が記載されている文書及び、仮に、当該部内の基準が存在しない場合は、行政文書の開示請求に係る対象人数及び期間の範囲を実施機関が認定できるいわゆる裁量権の行使が認められていることを開示請求する者に周知していることが分かる文書を求めるものである。

実施機関は、本件補正通知に係る起案文書及び本件対象文書を特定し、本件処分を行い、これに対して異議申立人は、本件請求文書2において対象とした「対象となる人数及び期間」を開示するよう主張していることから、以下、実施機関が本件請求文書2の対象となる文書として本件対象文書を特定したことの妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

条例においては、行政文書の開示請求をしようとするものは、条例第6条第1項各号に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならないとされており、実施機関は、同項第2号（開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項）の記載内容によって、当該開示請求の対象となる文書を特定するものと解される。

当審査会において、本件対象文書1を見分したところ、条例第6条第1項第2号関係の解釈及び運用として、同号に規定する「開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項」とは、行政文書の件名又は内容をいい、行政文書の件名を明記することができない場合は、開示請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより行政文書を特定することができる程度の記載がされていることが必要であること、行政文書の内容とは、少なくとも担当部署が特定できる程度の記載が必要であること、不特定多数の担当部署にまたがるような記載、例えば、「〇月〇日に作成された文書全て」といった請求は、行政文書の特定が困難ばかりでなく、条例の目的にもそぐわない請求であるので認められないものである旨記載されていた。

また、本件対象文書2を見分したところ、開示請求書の受付方法として、受付の窓口又は窓口から開示請求書を送付された担当部署において、開示請求書の記載事項に不備がある場合（記載内容が不明確又は不十分な場合を含む。）や行政文書の特定ができない場合には、その場で、又は相当な期間を定めて補正を求めるとされていた。

このように、本件対象文書には、人数及び期間が数値等によって具体的に明示されてはいないが、文書を特定するために必要とされる開示請求書への記載の程度、開示請求者への対応方法のほか、請求内容として認められない記載例も示されており、実施機関が、対象となる人数及び期間を含めて文書の特定を行うに当たっての部内基準であると認められる。

また、異議申立人は、対象となる人数及び期間が数値等によって具体的に明示された別の基準の存在を主張しているものとも考えられるが、開示請求書の記載内容によって文書の特定が可能かどうかは、実施機関における開示請求の内容に対応する事務又は事業の実施状況、当該事務又は事業に関する文書の作成状況や当該文書における記載内容等を踏まえ、個別具体的に判断すべきものであって、あらかじめ、文書特定が可能な人数及び期間を具体的に定めることは困難であると認められる。

そうすると、本件対象文書以外に、「対象となる人数及び期間」の基準等を定める必要性はなく、当該基準等が記載されている文書は存在しないとの実施機関の説明は、不自然又は不合理であるとはいえない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書2の対象として本件対象文書を特定して本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

い。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 10. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
20. 10. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 4. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 10. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 7. 20 (平成 30 年度第 4 回第 2 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
30. 8. 24 (平成 30 年度第 5 回第 2 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授